



唐代の蕃將と府兵を論ず

陳, 寅格

村井, 恭子

(Citation)

神戸大学史学年報, 38:1*-21*

(Issue Date)

2023-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485243>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485243>



唐代の蕃將と府兵を論ず⁽¹⁾

陳 寅恪 (訳・注：村井 恭子)

唐代の武功は開国より玄宗までが最盛期である。この時期の兵力は蕃將と府兵の二種類に分けられる。そのうち府兵に関しては、筆者はすでに拙著『隋唐制度淵源略論稿⁽²⁾』の兵制の章でその概要を述べたのだが、そこでは府兵の創設および初期と後期とで異なる諸点について述べるにとどまり、そのほか多くの問題に言及できなかった。蕃將に至っては、世間の歴史読者はただ蕃將と唐代の武功とが密接で重要な関係を有したことを知るのみで、唐前期の蕃將と後期の蕃將のあり方もまた大いに異なっていたことを知らないのである。いまはまず、李唐開国初期から玄宗時代までの蕃將について論じたい。玄宗以降の蕃將問題については、本文ではしばし触れないでおく。つぎに、李唐開国初期から玄宗時代までの府兵について論ずるが、ここでは太宗・武后・玄宗の三人に特化し、この二種類の武力組織の政策についていささか弁論を加えたい。あるいはこれによって唐史研究者の参考に供することができるのではなかろうか。

唐の開国期の兵力は、もとより府兵と蕃將の二種類をあわせもっていたが、世の人々は唐が西魏・北周・隋代の後を継いだとみなし、また太宗の武功も千古の歴史に輝く偉業だったために、ついに太宗の軍事行動の主力となったものが、じつに府兵だったと誤認している。これは本当に大きな間違いである。ここに一例を挙げて以下に卑説を証明したい。

『貞観政要』巻2、直諫篇⁽³⁾にはつぎのように記される。

右僕射封德彝等、並欲中男十八已上、簡点入軍。勅三四出、〔魏〕徵執奏以為不可。德彝重奏「今見簡点者云、次男内大有壯者。」太宗怒、乃出勅「中男已上、雖未十八、身形壯大、亦取。」徵又不從、不肯署勅。……徵正色曰「……且比年国家衛士、不堪攻戰。豈為其少、但為礼遇失所、遂使人無闘心。」

右僕射封德彝等、並びに中男十八已上もて、簡点し軍に入れんと欲す。勅三四た

び出づるも、〔魏〕徴執奏し以て不可と為す。徳彝重ねて奏すらく「今見るに簡点せし者、次男の内大いに壮者有りと云ふ」と。太宗怒り、乃ち勅を出だし「中男已上は未だ十八にならざると雖も、身形壮大なれば、亦た取れ」と。徴又従はず、肯へて勅に署さず。……徴色を正して曰く「……且つ比年国家の衛士は攻戦に堪へず。豈にその少きが為ならんや。但だ礼遇するに所を失ひ、遂に人をして闘心を無からしむるが為なり」と。

『資治通鑑』巻192、武徳九年十二月「上遣使点兵」条の胡注には以下のよう
に記される。

唐制、民年十六為中男、十八始成丁、二十一為丁、充力役⁽⁴⁾。

唐制、民の年十六もて中男と為し、十八もて始めて成丁とし、二十一もて丁と為し、力役に充つ。

筆者はこのように考える。魏徴が言う「国家衛士」とは、すなわち府兵を指している。まさに府兵の制は、交代で宿衛にあたるものだった。そのためこれを「衛士」と呼んだのである。このことから武徳の世、すなわち李唐開国の時代は、その府兵はじつに「不堪攻戦」だったのである。それならば、この時期太宗が年々しきりに軍事行動を起こして国内外の安定をはかり、高宗がこれを引き継ぎ、武功の盛んになることが歴史に輝いたのだから、その起用された兵については、主力部分は必ず「不堪攻戦」の府兵ではなかったのである。では府兵でなかったのなら、その主力ははたしていかなる種類の兵だったのだろうか。

歴史に携わっていた者は唐代の軍事と蕃將との関係の重要性をよく知っており、そのため『新唐書』では、とくに蕃將に対して一つの専門の伝を立てているのである。ここにその最も関係するものを選んで節録し、さらに『旧唐書』西戎伝の関連部分も大まかに附してみよう。

『新唐書』巻110、諸夷蕃將伝にはつぎのように記される。

史大奈、本西突厥特勒（勤）也、与処羅可汗入隋、事煬帝。従伐遼……。後分其部於楼煩。高祖興太原、大奈提其衆隸麾下。桑顓和戰飲馬泉、諸軍却、大奈以勁騎数百背擊顓和、破之、軍遂振。……従平長安、……賜姓史。従秦王平薛举・王世充・竇建徳・劉黒闥⁽⁵⁾。

史大奈、もと西突厥特勒（勤）なりて、処羅可汗と隋に入り、煬帝に事ふ。遼を

伐するに従ふ……。後にその部を樓煩に分かつ。高祖太原より興るや、大奈その衆を提げ麾下に隸す。桑頭和と飲馬泉に戦ふに、諸軍却くも、大奈勁騎数百を以て背より頭和を撃ち、これを破れば、軍遂に振ふ。……長安を平ぐに従ひ、……姓史を賜はる。秦王の薛举・王世充・竇建徳・劉黑闥を平ぐに従ふ。

阿史那社爾、突厥処羅可汗之次子。……〔貞觀〕十四年、以交河道行軍總管平高昌、……封畢国公。從征遼東、……所部奮厲、皆有功。……二十一年、以崑丘道行軍大總管与契苾何力・郭孝恪・楊弘礼・李海岸等五將軍発鉄勒十三部及突厥騎十萬討龜兹⁽⁶⁾。

阿史那社爾、突厥処羅可汗の次子なり。……〔貞觀〕十四年、交河道行軍總管を以て高昌を平げ、……畢国公に封ぜらる。遼東を征するに従ひ、……部する所奮厲し、皆功有り。……二十一年、崑丘道行軍大總管を以て契苾何力・郭孝恪・楊弘礼・李海岸等五將軍と鉄勒十三部及び突厥騎十萬を發し龜兹を討つ。

執失思力、突厥酋長也。……及討遼東、詔思力屯金山道、領突厥扞薛延陀。……復從江夏王道宗破延陀余衆、与平吐谷渾⁽⁷⁾。

執失思力、突厥酋長なり。……遼東を討つに及び、思力に詔して金山道に屯し、突厥を領し薛延陀を扞がしむ。……復た江夏王道宗に従ひ延陀の余衆を破り、与に吐谷渾を平ぐ。

契苾何力、鉄勒哥論易勿施莫賀可汗之孫。……〔貞觀〕九年、与李大亮・薛万徹・万均討吐谷渾於赤水川。……十四年、為葱山道副大總管、与討高昌、平之。……帝征高麗、詔何力為前軍總管。……俄以崑丘道總管平龜兹。……〔高宗〕永徽中、西突厥阿史那賀魯……叛。……詔何力為弓月道大總管、率左武衛大將軍梁建方統秦・成・岐・雍及燕然都護・回紇兵八萬討之。……顯慶中、為沮江軍行軍大總管、与蘇定方及右驍衛大將軍劉伯英伐高麗……。龍朔初、復拜遼東道行軍大總管、率諸蕃三十五軍進討⁽⁸⁾。

契苾何力、鉄勒哥論易勿施莫賀可汗の孫なり。……〔貞觀〕九年、李大亮・薛万徹・万均と吐谷渾を赤水川に討つ。……十四年、葱山道副大總管と為り、与に高昌を討ち、これを平ぐ。……帝高麗を征するに、何力に詔して前軍總管と為す。……俄かに崑丘道總管を以て龜兹を平ぐ。……〔高宗〕永徽中、西突厥

阿史那賀魯 …… 叛す。…… 何力に詔して弓月道大総管と為し、左武衛大將軍梁建方の統ぶるところの秦・成・岐・雍及び燕然都護・回紇兵八万を率ゐこれを討たしむ。…… 顯慶中、沮江軍行軍大総管と為り、蘇定方及び右驍衛大將軍劉伯英と高麗を伐つ ……。龍朔の初め、復た遼東道行軍大総管を拜し、諸蕃三十五軍を率ゐ進み討つ。

黒齒常之、百濟西部人。…… 儀鳳三年、從李敬玄・劉審礼撃吐蕃。…… 調露中、吐蕃使贊婆等入寇、屯良非川。…… 常之引精騎三千夜襲其軍。…… 即拜河源道經略大使。…… 凡洩軍七年、吐蕃憚畏、不敢盜辺。…… 垂拱中、突厥復犯塞、常之率兵追撃至兩井、…… 〔賊〕遂夜遁。久之、為燕然道大総管、与李多祚・王九言等撃突厥骨咄祿・元珍於黄花堆、破之⁽⁹⁾。

黒齒常之、百濟西部の人なり。…… 儀鳳三年、李敬玄・劉審礼に従ひ吐蕃を撃つ。…… 調露中、吐蕃使贊婆等入寇し、良非川に屯す。…… 常之精騎三千を引きその軍を夜襲す。…… 即ち河源道經略大使を拜す。…… 凡そ軍に洩むこと七年、吐蕃憚畏し、敢へて辺に盜まず。…… 垂拱中、突厥復た塞を犯すに、常之兵を率ゐ追撃して兩井に至り、…… 〔賊〕遂に夜に遁ぐ。これを久しくして、燕然道大総管と為り、李多祚・王九言等と突厥骨咄祿・元珍を黄花堆に撃ち、これを破る。

李謹行、靺鞨人。父突地稽、部酋長也。隋末、率其属千余内附、居營州……。〔武徳初〕 …… 劉黒闥叛。突地稽身到定州、上書秦王、請節度。以戦功封耆国公。徙部居昌平。高開道以突厥兵攻幽州、突地稽邀撃、敗之。貞観初、…… 賜氏李⁽¹⁰⁾。

李謹行、靺鞨人なり。父突地稽、部の酋長なり。隋末、その属千余を率ゐて内附し、營州に居す ……。〔武徳の初め〕 …… 劉黒闥叛す。突地稽みづから定州に到り、秦王に上書し、節度を請ふ。戦功を以て耆国公に封ぜらる。部を徙し昌平に居す。高開道突厥兵を以て幽州を攻むるや、突地稽邀撃し、これを敗る。貞観の初め、…… 氏李を賜はる。

『旧唐書』卷198、吐谷渾伝にはつぎのように記される。

貞観九年、詔特進李靖為西海道行軍大総管、…… 并突厥・契苾之衆以

撃之⁽¹¹⁾。

貞觀九年、特進李靖に詔して西海道行軍大総管と為し、……突厥・契苾の衆を并せ以てこれを撃たしむ。

また同書同卷高昌伝にはつぎのように記される。

〔貞觀十四年〕太宗乃命吏部尚書侯君集為交河道大総管、率左屯衛大將軍薛万均及突厥・契苾之衆・歩騎数万衆以撃之⁽¹²⁾。

〔貞觀十四年〕太宗乃ち吏部尚書侯君集に命じ交河道大総管と為し、左屯衛大將軍薛万均及び突厥・契苾の衆・歩騎数万衆を率ゐてこれを撃たしむ。

筆者はこのように考える。上に引いた史料をみれば、太宗は府兵が「不堪攻戦」だったため、蕃將をその武力の主要部分としたことがわかる。ただし、詳しく史文を尋ねれば、貞觀四年（630）に突厥頡利可汗を破る以前においては、史大奈・突地稽などのような蕃將を除けば、太宗が蕃將をいくらかも重用した事例がみられない。そうだとすれば、貞觀四年以前は、太宗は対内・対外諸戦争においていったいいかなる種類の兵力を用い「不堪攻戦」の府兵を補い助けたのだろうか。

筆者はかつてこの問題に対する回答を推測したことがある。すなわち、太宗が大々的に蕃將を用いる以前においては、その主たる兵力はじつに「山東豪傑⁽¹³⁾」と呼ばれる集団に頼っていたのである。「山東豪傑」と唐代初期との重要な関係については、筆者はすでに拙著「論隋末唐初所謂『山東豪傑』」（『嶺南学報』第12巻第1期⁽¹⁴⁾）という文章で詳しく述べているので、贅言しない。読者には参照していただきたい。

唐史研究者は、唐が蕃將を用いていることをよく知っている。しかし唐代初期、すなわち太宗・高宗が蕃將を用いた状況と、のちの玄宗が蕃將を用いた状況とでは重要な違いがあることがいまだ明らかにされていないようである。確かにこの両期は唐代の武功の最盛期であり、蕃將もまた多く戦功を立てている。しかし、漠然と同じものとしてみなしてしまえば、歴史事件の真相や太宗・玄宗の意図を十分に理解しえないのである。ここに一例を挙げてこれを証明したい。

『旧唐書』卷106、李林甫伝につぎのように記される。

国家武徳・貞觀已来、蕃將如阿史那社爾・契苾何力、忠孝有才略、亦不

専委大将之任、多以重臣領使以制之。開元中、張嘉貞・王唆・張説・蕭嵩・杜暹皆以節度使入知政事、林甫固位、志欲杜出將入相之源、嘗奏曰「文士為將、怯当矢石、不如用寒族・蕃人。蕃人善戰有勇、寒族即無党援。」帝以為然、乃用〔安〕思順代林甫領〔朔方節度〕使。自是高仙芝・哥舒翰皆專任大将、林甫利其不識文字、無入相由。然而禄山竟為乱階、由專得大将之任故也⁽¹⁵⁾。

国家武徳・貞觀已来、蕃將阿史那社爾・契苾何力の如きは、忠孝にして才略有るも、亦た専ら大将の任を委ねず、多く重臣を以て使を領し以てこれを制せしむ。開元中、張嘉貞・王唆・張説・蕭嵩・杜暹皆節度使を以て入りて政事を知すに、林甫位を固くし、志すに出將入相の源を杜がんと欲し、嘗て奏して曰く「文士將と為れば、矢石に当るに怯たり、寒族・蕃人を用ふるにしかず。蕃人は善く戦ひて勇有り、寒族は即ち党援無し」と。帝以為らく然りと、乃ち〔安〕思順を用ひて林甫に代へて〔朔方節度〕使を領せしむ。これより高仙芝・哥舒翰皆専ら大将に任ぜられ、林甫その文字を識らざるを利とし、入相の由無しとす。然して禄山竟に乱階を為すは、専ら大将の任を得るに由るが故なり。

以上から、太宗が任用した蕃將は部落酋長であり、玄宗が任用した蕃將は寒族胡人だったことがわかる。太宗は太原で起兵した際、突厥酋長と「香火盟」を結んで親族に等しいよしみを結んだ。もし突厥側からこれをみたならば、太宗もまた突厥と同様の部族の酋長であり、いわゆる「特勤^{テギン}⁽¹⁶⁾」の類いなのである。この点については、筆者は唐高祖が突厥に臣を称したことを論じた拙著のなかで詳しく考証しているので⁽¹⁷⁾、ここでは贅言しない。太宗が部落の酋長を任じて將帥としたということは、つまりこの部落の酋長は必ずその部下の胡人を率いたから、彼らも酋長と同様に太宗のために尽力したのである。功業が成ったあと、この酋長と部落はまた一種の特殊な——例えば唐代中世以降の藩鎮に類するような——勢力を形成した。

東突厥が敗亡したのち、再び復興して默啜⁽¹⁸⁾の代に至ると、ついに東西両突厥の領土を併吞して一大帝国を樹立し、中国にとって大きな患いとなった。数十年を経て玄宗初期になると、突厥は失政によって内乱が発生し、ついに自壊した。これは貞觀以来、胡族部落の酋長を將帥に任用したことの覆轍を踏んだもので、玄宗は当然ながらこれを殷鑑としたのである。このため玄宗は安禄山を重用したのだが、その主な理由はじつに安禄山が雜種の賤胡

だったことにある（詳しくは拙著『唐代政治史述論稿』上篇⁽¹⁹⁾を参照されたい）。哥舒翰はその先祖が突厥部落の酋長だったものの、彼自身はすでに部落を統率しておらず、その酋長の資格も失っていて、寒族の蕃人と異ならなかった。ここから玄宗は彼を安祿山と同等とみなし、彼がこれ以前の東突厥の諸酋長のように反乱を起こすことを心配しなかったのである。以上から、太宗による蕃將の任用方法とは、蕃將およびその蕃將が統率する同一部落を用いたものであり、一方、玄宗による蕃將の任用方法とは、蕃將およびその蕃將が統率する異種の諸部落を用いたものであった。

太宗・玄宗が任用した蕃將の類別は異なるが、蕃將の任用を必要としたという点では同じだった。蕃將が重要視された理由は、その部落組織および騎射の技術にある。ここではまず、その騎射の技術について論じたい。

『新唐書』卷50、兵志にはつぎのように記される。

唐之初起、得突厥馬二千匹、又得隋馬三千於赤岸沢、徙之隴右、監牧之制始於此。……初、用太僕少卿張萬歲領群牧。自貞觀至麟德四十年間、馬七十萬六千。……方其時、天下以一縑易一馬。萬歲掌馬久、恩信行於隴右。……自萬歲失職、馬政頗廢。永隆中、夏州牧馬之死失者十八萬四千九百九十。……開元初、國馬益耗、太常少卿姜誨乃請以空名告身市馬於六胡州、率三十匹饑一游擊將軍。命王毛仲領内外閑廐。……毛仲既領閑廐、馬稍稍復、始二十四萬、至十三年乃四十三萬。其後突厥款塞、玄宗厚撫之、歲許朔方軍・西受降城為互市、以金帛市馬、於河東・朔方・隴右牧之。既雜胡種、馬乃益壯。……議謂秦漢以來、唐馬最盛。……〔天寶〕十三載、隴右群牧都使奏、……馬三十二萬五千七百。安祿山以内外閑廐都使兼知樓煩監、陰選勝甲馬歸范陽、故其兵力傾天下……⁽²⁰⁾。

唐の初めて起こるや、突厥馬二千匹を得、又隋馬三千を赤岸沢に得、これを隴右に徙し、監牧の制これより始まる。……初め、太僕少卿張萬歲を用ひ群牧を領せしむ。貞觀より麟德に至りし四十年間、馬七十萬六千。……方にその時、天下一縑を以て一馬に易ふ。萬歲馬を掌ること久しく、恩信を隴右に行ふ。……萬歲職を失ふより、馬政頗る廢る。永隆中、夏州牧馬の死失する者十八萬四千九百九十。……開元の初め、國馬益ます耗り、太常少卿姜誨乃ち空名の告身を以て馬を六胡州に於いて市ひ、三十匹に率ひ一游擊將軍を饑いんことを請ふ。王毛仲に命じ内外閑廐を領せしむ。……毛仲既に閑廐を領し、馬稍稍として復し、

始めて二十四万となり、十三年に至り乃ち四十三万となる。その後突厥款塞するや、玄宗厚くこれを撫し、歳どし許すに朔方軍・西受降城にて互市を為し、金帛を以て馬を市ひ、河東・朔方・隴右に於いてこれを牧す。既にして胡種と雜じり、馬乃ち益ます壮たり。……議するもの謂へらく秦漢以来、唐馬最も盛なりと。……〔天宝〕十三載、隴右群牧都使奏すらく、……馬三十二万五千七百。安祿山内外閑廐都使兼知樓煩監を以て、陰かに甲に勝ふる馬を選び范陽に歸し、故にその兵力は天下を傾く……。

筆者はこのように考える。騎馬の技術は元来胡人の発明によるものである。その軍隊中にあるのは、敵情の偵察および敵陣を陥れることの二点において最大の効用があった。騎兵の動きは迅速敏捷だけでなく、じつに今日の飛行機・戦車二つの効力を兼ねていたもので、部卒（歩兵）よりもはるかに勝っていた。

中国の馬種は胡馬の優良性に及ばなかった。漢の武帝が良馬を求めたことについては、史書に非常に詳しく記載されており、後世ではこれを論じる者もまた多いが、ここでは贅言しない。つまり上掲の史料から馬種についてみれば、唐代の武功もまた胡地産の馬および漢地産の胡種との雜種馬と密接な関係があり、言うまでもなく弓矢を用いることについては、もし騎馬と組み合わせなければ、わずかに防守しうるのみで進攻することはできない。ただ守勢の立場にあるだけなら、積極的に進攻する効用を発揮することはできない。したがって射を言って騎を言わないというのは、軍事技術の一面を理解するだけにとどまるのである。もし騎・射をあわせて論ずるのであれば、おのずから胡人を手本にする必要があり、胡種の馬を飼養することに改めるのであれば、まさに胡人血統の人を任じて牧政を主管させねばならない。これは必然の道理であり、必ずそのようになるものである。いま残っている唐代馬政の史料は多いとはいえ、この範疇を出るものではないだろう。

軍隊組織について、胡人の小規模の部落ではその酋長はすなわち父兄であり、将帥を担当した。その部衆はすなわち子弟であり、兵卒を担当した。つまり、元来血統による結合なのであり、ゆえに情誼は相通じ、利害も一致した。漢人が将帥の空名を帯びてもとより身近でない士卒を率いた一般的な事例と比べれば、胡人の軍隊の方がはるかに優れていた。この点については、筆者は見識が浅薄であり、ただ宋の呂頤浩⁽²¹⁾の議論をみるだけで最もその

要点を理解することができるので（『四庫珍本』所収『忠穆集』巻1「上辺事備禦十策」）、詳細は呂の文章を参照していただきたい。

玄宗が任用した蕃将は、安祿山などのような寒族の胡人だった。また太宗が任用した蕃将は、阿史那社爾などのような部落酋長だった。この両者には非常に大きな違いがあった。あるいはつぎのような疑問が浮かぶかもしれない。「寒族胡人は酋長ではないので、これと同じ血統の部卒を統率することはなく、率いた士兵もまた、まさに漢将が統率する士兵と同じで差異はなかった。そうだとすれば、蕃将は騎射の技術に長じていたとはいえ、その部隊においては組織を整然とまとめる効果は失われるはずである。ではなぜ玄宗は蕃人を任用して大将としたのだろうか」と。これに答えるならば、玄宗が任用した蕃将は、その人自身は酋長ではなく、直接の部下をもたなかったが、血統の異なる諸種の胡族部落を統率することができたのである。率直に言えば、その人はすなわち諸種の胡族部落の最高総帥だった。

まさに玄宗期に默啜の帝国が崩壊すると、諸種胡族の小部落は入り乱れて中国の辺境に散居し、あるものは徐々に内地に入っていた。安祿山は雑種の胡人だったので、諸胡種を綏撫することに長じ、そしてその武力はじつに同一血統の部落（と言えるもの）を単位としていた。例えば阿布思の同羅部落を併吞し、また義子を養って「曳落河⁽²²⁾」としたように、諸族の勇壮な人材をとりこみ養って軍隊を編成したのであるから、同一血統の部落とみなせるのである。このため、その人数は必ずや寡少ではなかったはずである。『資治通鑑』巻216、玄宗天宝十載には、安祿山が「曳落河」八千人余りを養ったと記されている⁽²³⁾。司馬光はじつに自身が著した『資治通鑑考異』のなかで養子の数が八千ではなかったはずだとし、姚汝能の説を不当ではないかと疑うのだが、これは胡人部落の制度をまったく理解していない。この種の方法については、のちに安史軍残党の胡化漢人田承嗣⁽²⁴⁾のような人々もまたこれに倣い、ついに唐末五代の「衙兵」を創始した。あるいは唐人小説の赤縄物語に登場するいわゆる「外宅男」がこれである（詳しくは、姚汝能『安祿山事迹』上巻・『新唐書』巻225上、安祿山伝および拙著『唐代政治史述論稿』上篇を参照のこと）。上述の安祿山およびその残党の行為はみな例証とするのに十分である。したがって、玄宗が蕃将を任用したのはその騎射の技術を用いることのほか、これに加えてその部落組織を整然とまとめるという利点を取ったものである。この点はじつに太宗が蕃将を任用した心

理とは絶対的な違いがあった。

太宗の時代、府兵は「不堪攻戦」だったとはいえ、まだ全面的に衰退した段階には至っていなかった。太宗は、一方で臨時に蕃將を用いて府兵の欠点を補い、また一方で府兵の増加と整頓に尽力しつづけ、府兵がもとの盛時の状態に回復することを期した。したがって太宗期の武功は、もとより蕃將部落を主力としたのである。しかし太宗貞觀以降から玄宗の治世までに、府兵は徐々に廃れていく過程にあり、それでもなお傑出した人材がいて、みな攻戦の働きがあった。後掲の史伝をみればこのことが確かだとわかる。ただ、唐代河北に設置された府兵の問題については、唐史研究者にとっては早急に解決を要するものであり、近頃意見の異なる議論が甚だしくあるので、ここに卑見を略述したい。

『玉海』卷138、兵制門、唐府兵条所引『唐会要』につぎのように記される。

関内置府二百六十一、精兵士二十六万、拳関中之衆、以臨四方。又置折衝府二百八十（これは貞觀十年の状況である）、通給⁽²⁵⁾旧府六百三十三。河東道府額亜於関中。河北之地、人多壮勇、故不置府。其諸道亦置⁽²⁶⁾。

関内府を置くこと二百六十一、精兵士二十六万、関中の衆を挙げ、以て四方に臨む。又折衝府二百八十を置き、通給（計）旧府は六百三十三。河東道府の額は関中に亜ぐ。河北の地、人多く壮勇たれば、故に府を置かず。それ諸道亦た置く。

『玉海』卷138、兵制門所引『鄴侯家伝』につぎのように記される。

玄宗時、奚・契丹両蕃強盛、数寇河北諸州、不置府兵番上、以備両蕃⁽²⁷⁾。
玄宗の時、奚・契丹両蕃強盛にして、数しば河北諸州を寇すに、府兵の番上を置かず、以て両蕃に備ふ。

筆者はこのように考える。『鄴侯家伝』は伝世の完本がないため、その内容に、例えば玄宗期の禁軍にはすでに六軍が存在したと記述されるなど非常に多くの誤りがあるとしても、ただ『資治通鑑』や『玉海』諸書に引用される佚文のみに拠って論述や解釈を行うしかない。筆者もまたかつて前人の旧説や卑見を実証してこの誤りを正したことがある（拙著『元白詩箋証稿』⁽²⁸⁾長恨歌の章を参照のこと）。しかし、河北には当初折衝府が設置されなかった点について、卑見では甚だ当時の情勢の実態を得ており、たとえ時期に誤

りがあったとしても、文字の誤謬はないとみなした。近日、谷霽光君がその著作の「唐折衝府考校補」（『二十五史補編』所収）において、『鄴侯家伝』の河北の府兵について記した文字に誤りがあることを論じ、その言葉に、

上掲の史料は、理解できないところが多い。例えば「不置府兵、以備両蕃」の一句は、その言葉の意味が互いにつながらず、兵府を置かないと言うのであれば、なぜ「番上」を言い、さらになぜ「備蕃」を言うのだろうか。これがその一である。両蕃が入寇するという文と府兵を置かないという文の意味もまた互いに矛盾している。これがその二である。文末には兵府の総数を指し示しているものの、年代を記しておらず混乱しやすい。これがその三である。全伝を総覧すれば、まったく対応していない。わたしは「不」字はすなわち「又」字の誤りではないかと疑う。もし「不置府兵」を「又置府兵」と変えれば、文意はつながり、史実にも反しない⁽²⁹⁾

とある。筆者が考えるに、もし上掲史料中の「不」字がはたして「又」字の誤りだったならば、『新唐書』巻39、地理志、河北道、幽州范陽郡大都督府条に、

有府十四、曰呂平・涿城・徳聞・潞城・楽上・清化・洪源・良郷・開福・政和・停驂・柘河・良杜・咸寧⁽³⁰⁾

府十四有り、曰く呂平・涿城・徳聞・潞城・楽上・清化・洪源・良郷・開福・政和・停驂・柘河・良杜・咸寧

とあるが、これら河北道の折衝府はみな玄宗期以前に設置されたものではないことになる。しかし、陸増祥『八瓊室金石補正』巻46、「本願寺僧⁽³¹⁾慶善等造幢題名」（第五面下に「長安三年乞留檢校令裴琳記在獲鹿本願寺」と記す）に、

応天神龍皇帝（中宗）・順天翊聖皇后（韋后）…… 幢主昭武校尉・右屯衛・前檀州密⁽³²⁾雲府左果毅都尉・上柱国孫義元⁽³³⁾

応天神龍皇帝・順天翊聖皇后 …… 幢主昭武校尉・右屯衛・前檀州密雲府左果毅都尉・上柱国孫義元

とあり、楊炯『楊盈川集』巻6、「後周（武周）明威將軍梁公神道碑」に、

天授元年九月十六日、加威武（威衛）將軍・守左玉鈐衛翊善府折衝都尉⁽³⁴⁾

天授元年九月十六日、威武（威衛）將軍・守左玉鈐衛翊善府折衝都尉を加へらる

とあり、羅振玉『唐折衝府考補』はつぎのように述べている。

河北道懷州翊善（勞⁽³⁵⁾補）。

唐李經墓誌に、「授懷州翊善府別將」とある。わたしが思うに、勞氏は楊炯撰「梁待賓神道碑」によってこの府を補ったが、どこに属するものかわからなかった。墓誌によれば懷州に属したことがわかる⁽³⁶⁾。

すなわち、武則天・中宗期の河北道にはすでに折衝府が設置されていたことが判明する。唐高祖は劉黑闥が再び反したという理由から、ついに河北の丁壯をことごとく殺して、その地を空しくしようと欲した（詳しくは拙著「論隋末唐初所謂『山東豪傑』」『嶺南學報』第12卷第1期を参照のこと）。そもそも河北の人は豪強で有名であり、じつに閼隴集團⁽³⁷⁾の李唐皇室が最も忌憚る対象であった。太宗が兵府を増置したのにもかかわらず河北の地に折衝府を設置しなかったのは、この理由によるのである。これが上掲『玉海』所引『唐会要』に言う「河北之地、人多壯勇、故不置府。其諸道亦置」なのである。

武則天が山東の寒族を使って政權を篡奪すると、全国の重心は洛陽に移った。すなわち『旧唐書』卷6、則天皇后紀に、

〔載初二年〕秋七月、徙関内雍・同等七州戸数十万以実洛陽⁽³⁸⁾

〔載初二年〕秋七月、関内の雍・同等七州の戸数十万を徙し以て洛陽を実らす

と言うのがこれである。まさに武后以前、唐は西魏・北周・楊隋の遺業を継承し、閼隴をもって本位とし、全国の武力をこの西北一隅の地に集め、これを戸籍につけ、全国を統括支配した。これが上掲『玉海』所引『唐会要』に言う「挙関中之衆、以臨四方」なのである。

また『唐会要』卷84、移戸門にはつぎのように記される。

貞観元年、朝廷議戸殷之处、聴徙寛郷。陝州刺史崔善為上表曰「畿内之地、是謂戸殷、丁壯之民、悉入軍府。若聴移転、便出関外。此則虚近実遠、非經通之義。」其事遽止⁽³⁹⁾。

貞観元年、朝廷議して戸殷の処、寛郷に徙すを聴さんとす。陝州刺史崔善為上表して曰く「畿内の地、是れ戸殷と謂ひ、丁壯の民、悉く軍府に入る。若し移転を聴せば、便ち関外に出でん。此れ則ち虚近実遠にして、経通の義に非ず」と。その事遽に止む。

筆者が考えるに、崔善為が言う「畿内之地是謂戸殷。丁壯之民悉入軍府」とは、じつに唐初の府兵の設置・配属の意図を大いに表しており、このために畿内の民戸が東へ移動して関外に出ることを許さなかったのである。武后は雍・同などの州の民戸を徙して洛陽を充実させたとあるが、つまりこれは全国の武力の重心を関中から山東に移したのである。河北の地は、山東地区の内にあった。もし武後の治世でなかったならば、このような唐高祖・太宗以来の伝統的な政策に違反することは絶対になかっただろう。したがって今日残っている史料中の河北道の兵府設置の記事については、その時期は玄宗以前・武后以降であり、じつに唐代のその当時の情勢と符合するのである。

国内情勢は改革され、東突厥が復興して国外情勢もこれによって大いに變化したが、この二つの大きな原因こそが、河北において武則天より初めて兵府を設置することを促した真相である。とくに『鄴侯家伝』はこれをのちの玄宗の治世のものとしており、時期を誤っていると言わざるをえない。その文中の「不」字が「又」字の誤りか否か、あるいは字句の脱落なのかは、おそらくさらなる考証を待たねばならないだろう。

太宗は府兵の増加と整頓を行い、以前の「不堪攻戦」の弊害を一掃し、蕃將に頼らなくてもよくなることを望んだ。しかしながら彼が生きている間には、まだ府兵のそのような働きを得るには至らなかった。太宗の死後になって、府兵の効用は次第に現れはじめた。以下に引用した史料をみれば、武后から玄宗朝において、漢人名將がじつに府兵と関係したことがわかる。すなわち、太宗による府兵の増加と整頓の苦心は徒労に終わらなかったことがうかがわれるのである。郭子儀父子ともども折衝府と関係した点については、子儀もまた武挙出身者であったことが挙げられる。武挙はもともと武曌（則天武后）によって創設されたものである（『新唐書』巻50、兵志を参照のこと）。これはすなわち、武后が詞科進士をもって文士を選抜したほか、また別に武挙を設置して武人を選抜したのである。各方面から人材を広く集めるという武后の方策は、余力を遺さなかったというべきである。このことはま

た歴史研究者にとって軽視することが許されない点である。

『旧唐書』巻103、郭知運伝にはほぼつぎのように記される。

郭知運 …… 瓜州常楽人。…… 初為秦州三度府果毅⁽⁴⁰⁾。

郭知運 …… 瓜州常楽の人なり。…… 初め秦州三度府果毅と為る。

同書同巻、張守珪伝にはほぼつぎのように記される。

張守珪、陝州河北人也。初以戦功授平楽府別将、…… 再転幽州良社府果毅⁽⁴¹⁾。

張守珪、陝州河北の人なり。初め戦功を以て平楽府別将を授かり、…… 再び幽州良社府果毅に転ず。

『金石萃編』巻92、「郭氏家廟碑」にはつぎのように記される。

敬之府君（郭子儀の父） …… 始自涪州録事参軍、転瓜州司倉、雍北府右果毅、加⁽⁴²⁾ 游撃将軍、申王府典軍、金吾府折衝⁽⁴³⁾。

〔碑陰〕男。昭武校尉守絳州万泉府折衝都尉・上柱国琇、子儀武举及第、授左衛長上、改河南府城皋⁽⁴⁴⁾ 府別将、又改同州興徳府右果毅、…… 又改汝州魯陽府折衝。

敬之府君 …… 始め涪州録事参軍より、瓜州司倉、雍北府右果毅に転じ、游撃将軍を加へられ、申王府典軍、金吾府折衝となる。

〔碑陰〕男。昭武校尉守絳州万泉府折衝都尉・上柱国琇、子儀武举及第し、左衛長上を授かり、河南府城皋府別将に改められ、又同州興徳府右果毅に改められ、…… 又汝州魯陽府折衝に改めらる。

府兵の制度は次第に廃れていったのだが、それに関する史料もまた非常に多いので、ここに詳しく引用する必要はないだろう。ただ以下に引用した史料をみるだけで、まさにその崩壊の概要が得られよう。

『旧唐書』巻93、張仁愿伝に

時突厥默啜尽衆西撃突騎施娑葛、仁愿請乘虚奪取漠南之地、於河北築三受降城、首尾相応、以絶其南寇之路。…… 仁愿表留年滿鎮兵以助其功。時咸陽兵二百余人逃帰、仁愿尽擒之⁽⁴⁵⁾

時に突厥默啜衆を尽くし西して突騎施娑葛を撃つに、仁愿虚に乘じ漠南の地を奪取し、河北に三受降城を築き、首尾相応じ、以てその南寇の路を絶たんことを請

ふ。…… 仁愿年の満ちたる鎮兵を留め以てその功を助けんことを表す。時に咸陽兵二百余人逃帰するに、仁愿尽くこれを擒ふ

とあり、中宗期に府兵番上の制度の旧規定がまだ存在していたことがうかがわれる。また『唐大詔令集』巻 73、開元二十六年正月の「親祀東郊德音」に、

朕每念黎甿、弊於徵戍 ……。所以別遣召募、以実辺軍、錫其厚賞、便令長往。今諸軍所召、人数尚足。在於中夏、自能罷兵。…… 自今以後、諸軍兵健并宜停遣。其見鎮兵、并一切放還⁽⁴⁶⁾

朕毎に黎甿を念ずるに、徵戍に弊れ ……。別に召募せしむる所以は、以て辺軍を实らせ、その厚賞を錫ひ、便ち長往せしめんがためなり。今諸軍の召す所、人数尚ほ足れり。中夏に在れば、自ら能く兵を罷めん。…… 今より以後、諸軍の兵健は、並びに宜しく停遣すべし。それ見に鎮兵あれば、並びに一切放還せよ

とあり、玄宗開元年間（713～741）において、府兵番上の制度はすでに長征召募の制度に取って代わられたことがわかる。玄宗天宝年間（742～756）には、『新唐書』巻 50、兵志に記されるように、

〔天宝〕八載、折衝諸府至無兵可交、李林甫遂請停上下魚書。其後徒有兵額・官吏、而戎器・馱馬・鍋幕・糗糧并廢矣⁽⁴⁷⁾

〔天宝〕八載、折衝諸府は兵の交わる可きもの無きに至り、李林甫遂に上下魚書を停めんことを請ふ。その後徒らに兵額・官吏有るも、而して戎器・馱馬・鍋幕・糗糧は並びに廢せり

と、宇文泰・楊堅・李世民・武曌の四主が創建し、増置し、移動させ、整頓したこの制度は、ここについに終わりを告げたのである。

これよりのち、唐は安史の乱を平定したが、その主力は朔方軍であり、朔方軍はじつに胡人部落の蕃将を主要構成員とした軍隊であった。その後、唐が淮蔡（呉元済の反乱）を平定したときは、李光顔⁽⁴⁸⁾の武力に頼った。彼の軍隊もまた胡兵であった。龐勛の乱および黄巢の乱に対する大々的な戦闘に至っては、すべて沙陀部落と絶大な関係があったのであり、これらはみな胡兵蕃将の問題なのである。しかしながら、これらは等しく玄宗以降のことで本稿の範囲ではないため、一々具体的に論じることはいない。読者におか

れては拙著『唐代政治史述論稿』下篇を参照していただきたい。

以上を総括すれば、唐代の武功を言うのであれば、府兵は非常に重要だが、しかしその重要性は殊に時期に限りがあるのである。結局府兵は蕃將に及ばず、唐代の武功において蕃將との関係は非常に深くかつ大きく、李唐一代三百年とともに終始する点では、府兵と比較しうるものである。「河北之地、人多壯勇」については、この集団がじつに北魏の冀・定・瀛・相諸州の營戸屯兵の系統で、この種の人々はじつにまた北方塞外胡族の子孫ではないかと甚だ疑う（詳しくは拙著「論隋末唐初所謂『山東豪傑』」を参照のこと）。李唐は關隴集團出身であり、ゆえにこれらの人々を最も忌憚したのである。太宗はこのため彼らの居住地に兵府を設置しなかった。武曌が政權を改革したのち、情勢は大きく変化したため、河北に折衝府を設置したけれども府兵の効用は長期に及ばず、玄宗の治世に至り、ついに全部廃止となったのである。

玄宗後半期は府兵の代わりに蕃將を起用して武力の中核とし、安祿山と史思明は蕃將の身分で河北の地に抛り、胡化政策を行った（詳しくは拙著『唐代政治史述論稿』上篇を参照のこと）。軍隊の部落制度、すなわち「外宅男」あるいは義兒の制度を回復させたのである。このため、唐代藩鎮の薛崇・田承嗣のような者たちは、漢人ではあったがじつに蕃將に等しかった。その軍隊はたといかなる種族であろうとも、じつにまた胡人部落に等しかった。さらに五代に及んでは、「衙兵」がなおこの「外宅男」の名残としてあった。歴史書読者においては、前後の変遷の形跡を総覧すれば、おのずからはっきりとわかるだろう。

筆者はかつて、歐陽永叔（歐陽脩）が北宋当時の「濮議⁽⁴⁹⁾」の刺激を深く受けて、その著作の『五代史記』にとくに義兒伝の一項目を掲げてその憤慨の思いを表したと考えたことがあった。しかしそのとき論じたものは、ただ天性・人倫・情誼・礼法の範囲にとどまり、いまだ五代の義兒の制度を知らなかった。例えば後唐の義兒軍の類いは、じつに胡人部落の習俗に由来するのであり、まさしく唐代の蕃將と淵源を同じくするものである。もし、もっぱら道德の観点からのみ立言して歴史事件に言及しないのであれば、どうしてもいま一歩行き届かないものとなるだろう。この部分は本文で弁証するのに相応しくないため、卑見を略述するにとどめて篇末に附記し、他日あらためてこれを詳論して当世の有識者の教示を請う次第である。

【訳者解説】

陳寅恪^{ちんいんかく}（1890～1969年）は、20世紀の中国史学界を代表する研究者であり、欧米での留学中に梵語など古代言語を含め多言語を学び、歴史学のほか、仏教学・古典文学・言語学などの学問に通じた碩学である。清華大学で教鞭を執った時期には、王国維・梁啓超らと並ぶ著名教授の一人として知られ、その後日本軍の中国侵攻のため南方に逃れ、西南聯合大学・中山大学教授などを歴任した。その79年の人生は波乱に満ちており、辛亥革命・日中戦争および太平洋戦争・新中国の成立などの歴史的事件に遭遇し、とくに晩年は文化大革命によって批判・迫害を受けるなかで病死している⁽⁵⁰⁾。

陳寅恪は魏晉南北朝隋唐史（中古史）を中心に実証的研究を行い、その代表作には『隋唐制度淵源略論稿』・『唐代政治史述論稿⁽⁵¹⁾』などが挙げられる。とくにこの両書は、日本においても隋唐史を研究する際の必読書として広く認められているものである。また陳のユニークな視点の一つに、「種族」と「文化」がある。陳はこれを中古史あるいは唐朝史を理解するうえでの要点とし、外族・外来文化と漢族・漢文化との相互作用を動態的・重層的に捉えている。本論文においても、その一端をみてとることができるだろう。

本論文に関わる唐の軍事制度について、日本の学界でも陳の研究をふまえるかたちで蕃將・遊牧民との関係解明が進められている。例えば唐後半期の藩鎮研究では、近年森部豊が、安史の乱やその後の河朔三鎮内部のソグド人（「中亞胡人」）の役割を重視した陳の研究に注目し、考察を加えている⁽⁵²⁾。本論文で考察される府兵制についても、陳の研究を取り上げつつ、史料論の側面から、これを唐の軍事面における根本の制度とみなすことに対して疑義が提出されているほか、農民のみを徴発して組織されたとする説にも批判が加えられ、遊牧民との関わり（羈縻州軍府など）が指摘されている⁽⁵³⁾。現在中国において、歴史史料の整理・出土文物資料の公刊が積極的に行われていることもあり、唐の軍事制度における府兵制の問題や蕃將・遊牧民の軍事力に関する問題は今後も発展の余地が見込まれる。これらの研究において、本論文は早期の成果として重要な位置を占めるものであり、批判的に継承していく必要がある。

註

- (1) 原文は、陳寅恪「論唐代之蕃将与府兵」『中山大学學報』1957年第1期、163～170頁。のち、同著『陳寅恪先生文史論集』下、文叢出版社（香港）、1973年、27～40頁、また『金明館叢稿初編』（陳寅恪文集之二）、上海古籍出版社、1980年、264～276頁、『陳寅恪史學論文選集』上海古籍出版社、1992年、371～383頁などに収録。原文には注がなく、本稿の注釈は訳者が適宜情報を補ったものである。さらに、陳寅恪が参照した史料の版本が現在の通行本とは異なり文字の異同がある。本稿では引用史料部分は基本的に通行本にあわせて改訂した。また、陳の原文では節略形式で省略部分を示さないが、本稿ではその部分を「……」で示すようにした。そのほか、日本語として読みやすくするため、句読点・改行を訳者が改めた部分がある。
- (2) 国立中央研究院歷史語言研究所專刊、商務印書館、1946年版、また中華書局、1963年版などがある。
- (3) 漢文は石見清裕訳注『貞觀政要全訳注』講談社、2021年、177頁を参照した。陳の原文といくつか文字の異同がある。また、同書直諫篇の問題および引用部分の年代などの問題については石見訳注書、164～165頁の解説を参照のこと。
- (4) 『資治通鑑』中華書局標点本、1956年、6026～6027頁。
- (5) 『新唐書』中華書局標点本、1975年、4111～4112頁。
- (6) 『新唐書』、4114～4115頁。
- (7) 『新唐書』、4116～4117頁。
- (8) 『新唐書』、4117～4119頁。
- (9) 『新唐書』、4121～4122頁。
- (10) 『新唐書』、4122～4123頁。
- (11) 『旧唐書』中華書局校点本、1975年、5298頁。
- (12) 『旧唐書』、5295頁。
- (13) 堀井裕之によれば「（陳の述べる）山東豪傑とは北魏時代に、山東方面（旧北齊地域）に徙民されて官戸となった高車・丁零に淵源を持つ新興階層である」という（堀井裕之「即位前の唐太宗・秦王李世民集團の北齊系人士の分析」『駿台史学』125号、2005年、22頁）。
- (14) 1952年、1～14頁、のち陳寅恪著『陳寅恪先生文史論集』（前掲）、『金明館叢稿初編』上海古籍出版社、1980年、『陳寅恪史學論文選集』（前掲）などに収録。
- (15) 『旧唐書』、3239～3240頁。
- (16) 突厥などトルコ系民族における称号 Tegin を漢字で表記したもの。トルコ系遊牧國家の構造については鈴木宏節「トルコ系遊牧民の台頭」『岩波講座世界歴史6 中華世界の再編とユーラシア東部 四～八世紀』岩波出版社、2022年を参照のこと。
- (17) 「論唐高祖称臣下於突厥事」『嶺南學報』第11卷第2期、1951年、1～9頁、の

- ち、同著『陳寅恪先生文史論集』（前掲）、『寒柳堂集』上海古籍出版社、1980 年などに収録。隋末の群雄割拠において、他の群雄同様に唐も突厥に臣属し、その軍事支援を求めた状況を指している（氣賀澤保規著『絢爛たる世界帝国 隋唐時代』講談社学術文庫、2020 年、74～75 頁参照）。
- (18) 突厥第二帝国の第二代可汗（在位 691～716 年）。
- (19) 上篇「統治階級之氏族及其升降」、国立中央研究院歴史語言研究所專刊、商務印書館、1947 年。
- (20) 『新唐書』、1337～1339 頁。
- (21) 呂頤浩は北宋末の官僚、南宋初期の宰相。『宋史』卷 362 に立伝されている（中華書局標点本、1977 年、11319～11324 頁）。
- (22) 曳落河について、森安孝夫はこれをソグド語チャーカル chākar（漢字音写語は「柘揭」）の同義語と認め、「仮に親子の関係を結んで主君の側近に侍り、共に死ぬことを誓った忠実で勇敢な兵士」だと述べる（森安孝夫「ウイグルから見た安史の乱」、同著『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版社、2015 年、42 頁注 19。初出 2002 年）。
- (23) 『資治通鑑』、6905 頁。
- (24) 陳の原文では「田成嗣」とするが田承嗣が正しい。田承嗣は、もと安祿山配下の武将で安史の乱後に唐に帰順し、魏博節度使を任命された人物。『旧唐書』卷 141（3837～3840 頁）、『新唐書』卷 210（5923～5926 頁）に立伝されている。
- (25) 『合璧本玉海』中文出版社、1977 年、2655 頁では「計」につくる。
- (26) 『玉海』慶陵書社、2007 年、2566 頁。
- (27) 『玉海』、2570 頁。また『合璧本玉海』、2658 頁、文字の異同なし。
- (28) 陳寅恪著『元白詩箋証稿』文学古籍刊行社、1955 年。
- (29) 二十五史刊行委員会原編『二十五史補編』第 6 冊、中華書局、1955 年、7643 頁。のち谷霽光史学文集編輯委員会編『谷霽光史学文集』1 卷、江西人民出版社、1996 年に収録。
- (30) 『新唐書』、1019 頁小注部分。
- (31) 『隋唐五代石刻文献全編』第 1 卷、北京図書館出版社、2003 年所収『八瓊室金石補正』では、「曾」につくる（265 頁）。
- (32) 『隋唐五代石刻文献全編』第 1 卷では「客」につくるが（266 頁）、「密」が正しい。
- (33) 『隋唐五代石刻文献全編』第 1 卷、265～266 頁。
- (34) 祝尚書箋注『楊炯集箋注』中華書局、2016 年、748 頁および 749 頁注（四）参照。
- (35) 芳経原『唐折衝府考』のこと（前掲『二十五史補編』第 6 冊所収、該当部分は 7626 頁）。
- (36) 前掲『二十五史補編』第 6 冊、7636 頁。なお陳原文では「唐書經墓誌」とする

が「書」は「李」の誤字である。

- (37) 堀井裕之の言葉を借りれば、「関隴集団とは西魏・北周の中核である八柱国十二大將軍のメンバーに代表される、六鎮の乱で関隴に土着した北族勢力が、同地の漢族豪族と融合して生まれた官僚集団のこと」である（同「即位前の唐太宗・秦王李世民集団の北齊系人士の分析」、41 頁注 1）。
- (38) 『旧唐書』、122 頁。
- (39) 『唐会要』上海古籍出版社、1991 年、1840 頁。
- (40) 『旧唐書』、3189 頁。
- (41) 『旧唐書』、3193 頁。
- (42) 『隋唐五代石刻文献全編』第 3 卷所収『金石萃編』では「如」につくる（547 頁）が、「加」が正しい。
- (43) 陳原文では「金石府折衝」とし、『隋唐五代石刻文献全編』第 3 卷所収『金石萃編』では「金谷府折衝」につくる（547 頁）。ここでは『文苑英華』卷 880（中華書局、1966 年）所収顔真卿「郭子儀家廟碑」が「金吾府折衝」につくる（4641 頁）のに拠った。
- (44) 陳原文は不明字としているが、『隋唐五代石刻文献全編』第 3 卷所収『金石萃編』に拠った（549 頁）。
- (45) 『旧唐書』、2982 頁。
- (46) 『唐大詔令集』商務印書館、1959 年、408 頁。
- (47) 『新唐書』、1327 頁。
- (48) 唐の武將。トルコ系阿跌部出身。『旧唐書』卷 161（4217～4218 頁）、『新唐書』卷 171（5183～5184 頁）に立伝されている。
- (49) 北宋英宗朝（1063～1067 年）で発生した典礼問題。仁宗の養子であった英宗の即位後、その実父である濮王が死去し、祭祀において彼をどのように処遇するかが朝廷で論争された。
- (50) 陳寅恪の晩年については、陸鍵東著（野原康宏ほか翻訳）『中国知識人の運命——陳寅恪最後の二十年』平凡社、2001 年が出版されている。また最近の陳寅恪の伝記には、緒形康「自由主義の開拓者、胡適と陳寅恪」『アジア人物史』第 11 卷（第 6 章）、集英社、2023 年がある。
- (51) 近年、森部豊による訳注作業が進められている。本訳文とは異なり、森部訳注では陳寅恪の文章もまた歴史史料として扱い、1947 年版を底本として各版本の違いによる字句の異同についても注釈を加える形式を採用している（陳寅恪著・森部豊訳『『唐代政治史述論稿』上篇 統治階級之氏族及其升降 訳注稿（1）』『関西大学東西学術研究所紀要』第 54 輯、2021 年、「同（2）」、同誌第 55 輯、2022 年）。
- (52) 森部豊「ソグド系突厥の東遷と河朔三鎮の動静——特に魏博を中心として」『関西大学東西学術研究所紀要』第 41 輯、2008 年、140 頁。また同著『ソグド

人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』関西大学出版部、2010年、16頁。

- (53) 平田陽一郎著『隋唐帝国形成期における軍事と外交』汲古書院、2021年、森部豊「唐代奚・契丹史研究と石刻史料」『関西大学東西学術研究所紀要』第49輯、2016年など。

※本稿は JSPS 科研費 17KK0026・21K00891・23H00015 の助成を受けたものである。